

## 議案第8号

### 木津川市健康づくり推進協議会条例の一部改正について

木津川市健康づくり推進協議会条例（平成25年木津川市条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日

木津川市長 谷口 雄一

#### 提案理由

市民の健康づくり対策の積極的な推進を図るために設置している木津川市健康づくり推進協議会の委員として、新たに公募委員を追加するとともに、委員の選出依頼団体の名称を変更するなど、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例（案）

木津川市健康づくり推進協議会条例（平成25年木津川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員<u>12</u>人以内をもって組織する。</p> <p>2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>京都府山城歯科医師会</u>の代表</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>（6）<u>公募により選出された市民</u></p> <p>（7）（略）</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員<u>10</u>人以内をもって組織する。</p> <p>2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>京都府歯科医師会山城支部</u>の代表</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>（6）（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第8号 木津川市健康づくり推進協議会条例の一部改正について	
担当課	健康推進課 健康総務係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>市民の健康づくりを推進するためには、多様な意見を十分に反映した計画の策定や事業の実施が不可欠で、市民と行政が一丸となり、協働で健康づくりに取り組むことが重要です。</p> <p>そこで、木津川市健康づくり推進協議会を構成する委員として、木津川市審議会等の委員の公募に関する規定（平成23年木津川市訓令第4号）に基づく公募委員を新たに追加するとともに、委員の定員を見直します。</p> <p>あわせて、委員の選出依頼団体の名称を変更します。</p>	
提案に至るまでの経緯	課内で協議・検討を行い、改正案を作成。	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	3 一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり
	政策分野	7 協働
	施策	① 市民参加・参画 I 市民参加の推進
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度( 年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(令和7年度以降) 388千円 保健衛生事務事業費	
将来にわたる効果及び 経費の状況	市民と協働で健康づくりに関する計画を策定し、地域に根差した健康づくりに取り組むことで、より効果的な事業の推進と展開を図ります。	